

業務指示書

ベトナム国ベトナム国家銀行の政策立案・運営能力向上に向けた職員能力強化支援 【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中央銀行業務（金融政策を含むマクロ経済政策立案、運営、研究業務等）に係る各種技術支援業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／国際金融統合）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：中央銀行に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 マクロ経済政策運営／金融政策】

- 1) 類似業務の経験：中央銀行に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0048 円 , US\$1 = 102.58 円 , EUR1 = 142.01 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/国際金融統合
マクロ経済政策運営/金融政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.74 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ベトナム国家銀行の政策立案・運営能力向上に向けた職員能力強化支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／国際金融統合	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： マクロ経済政策運営／金融政策	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 プロジェクトの背景・目的】

1. プロジェクトの背景

ベトナム国家銀行(State Bank of Vietnam; 以下 SBV)は、1988年に中央銀行機能と商業銀行機能を切り離して以降、ベトナム国(以下「ベ」国)の中央銀行として、改正ベトナム国家銀行法(Law No. 46/2010/QH12)の定める中央銀行業務である金融政策、銀行監督、為替取引監督、通貨供給・管理の業務を担う機関である。国際経済統合が益々進展する「ベ」国においては、国際経済の動向に注視した適切なマクロ経済政策運営が求められており、SBVはマクロ経済政策運営を始めとした中央銀行機能を強化すべく職員的能力強化に注力している。SBVが策定した2011年から2015年までの人材育成計画では、金融政策、銀行監督、為替取引監督、通貨供給・管理に係る職員研修の実施及び学位取得等の奨励を通じて中央銀行機能の強化を図っている。職員研修の実施においては、SBVの人事局が研修企画の立案を行い、SBV傘下に設置された職員研修所(Banking School)が研修実施を担っているが、中長期的視野に立った持続的な職員養成研修の企画立案・実施・評価に係る一連のサイクルが確立していない。

また、世界経済金融危機に対応した2009年の景気刺激策の実施以降、徐々に昂進したインフレの沈静化及びマクロ経済安定化を目的として、「ベ」国政府は2011年2月に政府決議11号(Resolution 11)を公表、緊縮財政・金融引締策に転換した結果、インフレは沈静化、マクロ経済は安定しつつあるものの、中長期的なマクロ経済の安定化・内外均衡を図るためには、抜本的な経済構造改革が求められており、「ベ」国政府は2015年までの最重要課題として、①銀行セクター改革(2012年3月1日付首相決定第254号)、②国営企業改革(2012年7月17日付首相決定第929号)、③公共投資改革(2013年2月19日首相決定第339号等)を掲げている。このような状況下、SBVはマクロ経済政策運営の一端を担う機関として、その政策立案・運営能力の強化が喫緊に求められており、特に各種政策の立案・運営過程において意志決定を行なう幹部職員的能力強化が重要視されている。上記背景のもと、JICAは、2012年8月から2014年3月にかけて、SBV本店及び各支店の幹部職員を主要対象として、「マクロ経済政策運営」、「国際統合」、「銀行監督」、「金融政策」、「金融市場」の5つのモジュール(注)に係る職員研修及びSBV内部講師の育成に対する協力を実施してきた。右協力を通じて、各モジュールの理論面に対する幹部職員の理解は深まりつつある。一方で、現在SBVが直面している、物価の安定・マクロ経済の安定化、自国通貨の信認向上、不良債権処理を含む銀行セクター改革など喫緊且つ重要な課題の解決には、理論面の知識の深化のみならず、国内外のマクロ経済状況の変化やSBV以外が所掌する経済政策の変化に応じSBVがとるべき政策オプション等に係る実践的な研修実施を通じた幹部職員の内なる能力強化が必要となっている。

これまでの協力を通じて、SBV内部講師の研修実施能力向上の支援を実施し、能力向上は着実に図られつつあるが、内部講師はコンサルタントの技術指導を得て各モジュールの一部講義を実施するに留まっており、ベトナムを取り巻く経済・金融環境に応じた職員研修の企画立案・実施の能力を十分に有しているとは言い難い。上記のSBVが抱える課題解決に資することを目的として、SBV幹部職員を対象とした研修の実施支援、およびSBVによる自立的な研修実施が可能となるよう、SBV内部講師の能力強化を含め研修の企画立案・実施能力の向上支援を行なう。

(注) 昨年度までに実施した各モジュールのカリキュラムについては、配布資料を参照すること。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの概要

SBV が関与するマクロ経済政策の政策立案・運営能力の強化に資することを目的として、SBV が実施する幹部職員を対象とした研修の実施支援、および研修自立化に向けて SBV 内部講師の育成を含め、必要な支援を行なう。

(2) 期待される成果

- ・SBV が関与するマクロ経済政策の政策立案・運営に係る SBV 幹部職員の能力が強化される。
- ・研修の自立化に向けて、SBV 内部講師の能力が強化される。

(3) 対象地域

原則としてハノイ

(4) 関係官庁・機関

SBV (本店及び各支店)

(5) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

- ・技術協力プロジェクト「ベトナム国家銀行キャパシティ強化プロジェクト」(2008年8月～2010年8月)
- ・技術協力プロジェクト「中央銀行機能強化プロジェクト」(発券機能近代化。2010年8月～2011年8月)
- ・技術協力プロジェクト「銀行監督機能強化プロジェクト」(銀行監督機能強化。2010年9月～2013年9月)
- ・「ベトナム国家銀行(中央銀行)職員能力強化専門家派遣(有償勘定専門家)」(2012年8月～2014年3月※本案件の前フェーズ)
- ・「貧困削減支援借款」(2004年度～2011年度)
- ・「経済運営・競争力強化借款」(2012年度～)
- ・技術協力プロジェクト「国家銀行改革支援プロジェクト」(不良債権処理。2014年3月～2017年2月)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. プロジェクト概要」で記載された成果を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 業務実施体制(日本側)

本契約によるコンサルタントに加え、ベトナムの金融経済状況に詳しい日本人専門家(銀行監督)を当機構が別途派遣する予定である(官公庁人材の派遣を予定)。業

務の実施に当たっては、同専門家と十分な情報共有を行ない、協働体制の構築を行うものとする。

(2) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、SBV 人事局及び職員研修所 (Counterpart; 以下 C/P) と密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加するプロジェクト進捗管理の場を適宜に設けることとする。

(3) 柔軟性の確保

本業務では、ベトナムのマクロ経済状況等 SBV を取り巻く環境の変化に応じて、SBV 幹部職員を対象とする研修内容を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本コンサルタントは、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、研修内容の変更の必要性について、当機構に提言を行うことが求められる。当機構は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置 (協力の枠組みに係る C/P との合意内容の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(4) SBV が関与するマクロ経済政策の実態に係る情報収集

本業務では、SBV の政策立案・運営能力の強化に資することを目的として幹部職員の研修及び SBV 内部講師の育成支援を行なう業務であることから、研修内容を実効的・実践的なものとするため、SBV が関与するマクロ経済政策の実態について、法制度面も含め、十分な情報収集及び分析を行ない研修内容に反映することとする。また、特に「国際統合」のモジュールについては、モジュールの英語名は” International Integration in Banking and Finance Sector” であるものの、金融セクターを通じた国際統合は始まったばかりであり、現状は貿易などが国際統合の主要なチャネルであることを踏まえ、ASEAN 域内協定や TPP など各種貿易協定の視点を踏まえた研修内容を検討することとする。

(5) 研修自立化に向けた内部講師の育成支援

本業務では、SBV 内部講師の能力評価を行なったうえで、必要な知見 (カリキュラム・教材作成、講義手法等) を SBV 内部講師と共有し、本コンサルタントが密に指導することを通じて、将来的に SBV による自立的な研修企画・運営実施が可能となるよう、能力強化を図ることとする。

(6) 他国の中央銀行が実施するマクロ経済政策の紹介

本業務の実施にあたっては、日本銀行をはじめとした他国の中央銀行のマクロ経済政策について、必要に応じて適宜研修を通じて紹介することとする。このため、本コンサルタントは、中央銀行のマクロ経済政策の企画立案・運営に係る高い知見を有することを必須とする。

(7) 喫緊のニーズに対応した金融政策に関連する短期研修の検討に必要な情報収集・分析

SBV は、2010 年改正 SBV 法の施行に伴うインフレーション・ターゲット政策の導

入に向けて、Dynamic Stochastic General Equilibrium Model (DSGE モデル) の構築プロジェクトを金融情報・予測局を中心に進めており、当機構に対し短期研修の実施要請が寄せられている。本コンサルタントは、短期研修の実施可否の検討に必要な情報（モデル導入に必要な各種統計の整備状況、SBV 職員の関連知識の知識等）について関連部局に対しヒアリングを行ない、結果を当機構に報告する。また、日本国内のリソース候補の発掘支援を行なうこととする。

5. 業務の内容

(1) SBV の関与するマクロ経済政策の実態の把握・分析を踏まえた研修内容の検討

2012 年 8 月から 2014 年 3 月末まで当機構が実施している SBV の幹部職員向け研修及び調査活動の成果及び教訓を踏まえ、5 つの研修モジュール（①マクロ経済政策運営、②金融政策、③金融市場、④国際統合、⑤銀行監督）の実施時期・実施手法及び研修自立化に向けた SBV 内部講師の育成手法について C/P と協働で検討を行ない、年度毎にワークプラン（英文）を作成し C/P と合意する。も同ワークプランに含めることとする。

(2) 幹部職員向け研修の実施支援及び SBV 内部講師の育成支援

(1) の業務において C/P と合意したワークプランに沿って、本コンサルタントは、研修の実施支援に必要な研修教材を作成のうえ講義を実施するとともに、SBV 内部講師が担当する講義内容について十分な事前・事後の指導及び助言を行なう。本コンサルタントが作成した研修教材を含め、本研修で使用した全研修教材について、年度毎に本コンサルタントがまとめたうえで当機構に提出する。

(3) 幹部職員向け研修及び SBV 内部講師育成に関する評価支援

SBV が主として行なう幹部向け研修及び SBV 内部講師育成に関する評価について、評価の観点や基準等について助言を行ない、年度毎に C/P と協働で評価を実施する。

(注) 研修を受講する幹部職員は 30 名程度、毎年度異なる幹部職員が対象となる。研修受講者は国家銀行総裁により承認される。また、内部講師については当該モジュールに関連の深い部局等の SBV 職員が、各モジュールに 4-6 名配置されており、原則として年度毎にメンバーの変更は行なっていない。なお、年間で 5 モジュールを 1 セットで行なうこととし、本業務期間中に計 2 セット（5 モジュール/年間×2 年間）実施することを予定している。なお、1 年目の研修は、2015 年 3 月までに 1 セット終了することを想定している。

6. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 5 日以内	和文：2 部
ワーク・プラン	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：3 部

業務進捗報告書 (1年目の研修に使用した英語・ベトナム語の研修教材を含む)	2015年3月末頃	和文：2部 CD-R：2枚
業務計画書(1年目の研修実施計画を踏まえた更新版) (共通仕様書の規定に基づく)	2015年4月頃	和文：2部
ワーク・プラン(1年目の研修実施計画を踏まえた更新版)	2015年5月	英文：3部
業務完了報告書	業務完了時 (2016年3月)	和文：2部 CD-R：2枚

(2) 報告書の印刷仕様/電子化仕様

報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

【幹部職員研修実施支援業務：2014年7月下旬～2016年3月下旬】

(1) 1年目の研修実施支援業務

2014年7月下旬に開始し、2014年8月下旬を目途にワークプランを提出、2015年3月にかけて幹部職員研修の実施支援及びSBV内部講師の育成支援業務を行なう。なお、業務の実施にあたっては以下のとおり現地作業を想定している。

2014年7月下旬	ワークプランに係るSBVとの協議
2014年8月～2015年3月	幹部職員研修実施(5モジュール全て)、SBV内部講師の育成支援
2015年3月	1年目の研修ラップアップ・評価、内部講師の能力評価、2年目のワークプラン(更新を要する箇所)の協議

(2) 2年目の研修実施支援業務

2015年4月にワークプラン(更新版)を提出、2016年3月にかけて幹部職員研修の実施支援及びSBV内部講師の育成支援業務を行なう。なお、業務の実施にあたっては以下のとおり現地作業を想定している。

2015年4月～2016年3月末	幹部職員研修実施(5モジュール全て)、SBV内部講師の育成支援
2016年3月	2年目の研修のラップアップ、内部講師の能力評価(1

年目、2年目を通じた全体評価)

【喫緊のニーズに対応した派生短期研修の検討に必要な情報収集・分析】

2014年8月末までにDynamic Stochastic General Equilibrium Model (DSGEモデル)に係る短期研修の実施可否の検討に必要な情報(モデル導入に必要な各種統計の整備状況、SBV職員の関連知識の知識等)について、関連部局に対するヒアリング結果をまとめ、2014年9月末までに日本国内のリソース候補の検討結果について当機構に報告する。なお、業務の実施にあたっては以下のとおり現地作業を想定している。

2014年8月

関連部局に対するヒアリング

(注) SBVが関与するマクロ経済政策の実態に係る情報収集・分析については、業務期間中を通じて、最新情報の収集・分析にあたるものとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目安

約16.53人月

(2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付(目安)を超える提案を行なう場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/国際金融統合：格付1号
- 2) マクロ経済政策運営/金融政策：格付2号
- 3) 金融システム：

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) 研修実施場所の手配

(3) 研修の運営費・経常経費(研修会場費、講義資料印刷費等含む)、研修対象者及びSBV内部講師の日当・交通費等

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- ・ SBVの職員養成計画
- ・ 技術協力「ベトナム国家銀行(中央銀行)職員能力強化専門家派遣」(2012年8月～2014年3月)の概要資料(研修教材は閲覧可能)
- ・ 改正ベトナム国家銀行法(Law No. 46/2010/QH12)

- ・ 改正金融機関法 (No. 47/2010/QH12)
- ・ 銀行セクター改革計画 (2012年3月1日付首相決定第254号)
- ・ 「ベトナム国家銀行(中央銀行)職員能力強化専門家派遣」(2012年8月～2014年3月)における各モジュールのカリキュラム

【閲覧資料】

次の資料については、当機構本部内にて閲覧を許可する。閲覧の申し込みについては、当機構東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 内藤 (E-mail: Naito.Yuko@jica.go.jp, Tel:03-5226-9078 (直通)) まで事前に連絡すること。

- ・ 【第1業務の背景・目的】 1. 業務の概要 (5) 本業務に関連する我が国の主な援助活動に掲げる技術協力及び有償資金協力に係る資料
- ・ 技術協力「ベトナム国家銀行(中央銀行)職員能力強化専門家派遣」(2012年8月～2014年3月)の研修講義資料

5. 現地再委託

現時点では、現地再委託業務の発生は想定していないものの、必要があれば提案すること。

なお、コンサルタントからの提案を受け、現地再委託を実施する場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他留意事項

- ・ 本業務の実施を通じて得た SBV が関与するマクロ経済政策の実態に係る情報については、その秘匿性に鑑み、情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。
- ・ 本業務において作成した研修資料の著作権については、別途 SBV、本コンサルタント、JICA にて取扱いを決定することとする。
- ・ 本業務においては、年度を跨ぐ契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えるものとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

